

被保険者各位

SUMI グループ健康保険組合
理事長 日根 弘樹

健康保険組合同規約の一部変更について

当健康保険組合の規約の一部を下記のとおり変更いたしましたので、健康保険法施行令第3条第2項の規定により、公告いたします。

記

第44条（保険料及び調整保険料の負担割合）

一般保険料及び調整保険料の合計額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。を

第44条（保険料額及び調整保険料額の負担割合）

一般保険料等額及び調整保険料額の合計額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。に変更する

第47条（予備費の費途）条文に以下の第3項を新設する

3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 子ども・子育て支援納付金
- (2) 子ども・子育て支援納付金還付金
- (3) 雑支出

第48条（準備金の保有方法）条文第2項、

2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。を

2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。に変更する

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

以上

新旧条文対照表

新	旧
<p>(保険料額及び調整保険料額の負担割合)</p> <p>第44条 一般保険料等額及び調整保険料額の合計額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。</p>	<p>(保険料及び調整保険料の負担割合)</p> <p>第44条 一般保険料及び調整保険料の合計額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。</p>
<p>(予備費の費途)</p> <p>第47条</p> <p>1～2 略</p> <p><u>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援納付金</u></p> <p><u>(2) 子ども・子育て支援納付金還付金</u></p> <p><u>(3) 雑支出</u></p>	<p>(予備費の費途)</p> <p>第47条</p> <p>1～2 略</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。</p>	<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。</p>
<p>(附 則)</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>この規約は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	